



平成20年9月24日

平成20年度「地域公共交通活性化・再生総合事業」の 進捗状況について ～九州では36件の事業を支援しています～

地域公共交通の活性化・再生に主体的に取り組む地域を支援することを目的として、平成20年度に新設された『地域公共交通活性化・再生総合事業』について、別紙のとおり進捗状況をとりとまとめましたので、お知らせします。

(資料)

- 地域公共交通活性化・再生総合事業の制度の概要 (P1～3)
- 九州における同事業の活用状況 (P4～5)
- 九州における同事業の活用の事例 (P6～8)

【参 考】

『地域公共交通活性化・再生総合事業』（平成20年度新設：予算額30億円）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月1日施行）（以下「法」という。）の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する制度。

支援制度は法に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）を策定するための調査に要する経費に対するものと、連携計画の円滑な具体化・実施のために同計画の立ち上げ後最長3年間に於いて地域の協議会が取り組む事業に要する経費に対するものの2種類がある。

【問い合わせ先】

九州運輸局	企画観光部交通企画課	課長	大塚（直通）092-472-2315
		課長補佐	須藤（直通）092-472-2315
	鉄道部計画課	課長	西村（直通）092-472-4051
		課長補佐	大迫（直通）092-472-4051
	自動車交通部旅客第一課	課長	橋口（直通）092-472-2521
		専門官	川原（直通）092-472-2521
	海事振興部旅客課	課長	土井（直通）092-472-3155
		専門官	小野（直通）092-472-3155

地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の概要

補助対象事業者	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会（法定協議会）
補助率等	<p>① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通総合連携計画（連携計画）の策定調査に要する経費定額</p> <p>② 地域公共交通総合連携計画（連携計画）に定める事業に要する経費 実証運行（運航） 1 / 2 実証運行（運航）以外 ※ 1 / 2 ※ 政令市が設置する法定協議会の取り組む事業 1 / 3</p>
補助対象経費 （上記②の事業の場合の例）	<p>◇ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行（運航）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行 ・ コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化等のための実証運行 ・ 旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航等 <p>◇ 車両関連施設整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バス等車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合い環境整備、デマンドシステムの導入 等 <p>◇ スクールバス、福祉バス等の活用</p> <p>◇ 乗継円滑化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進、ボランティアセンター設置・運営 等 <p>◇ 公共交通の利用促進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等 <p>◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化に係る事業</p> <p>◇ その他地域の創意工夫による事業</p>

※1 『①調査実施計画』及び『②総合事業計画』の認定申請を行うに当たっては、事前に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会を設置（総合事業計画に応募する場合は、併せて地域公共交通総合連携計画（連携計画）を策定）することが必要です。

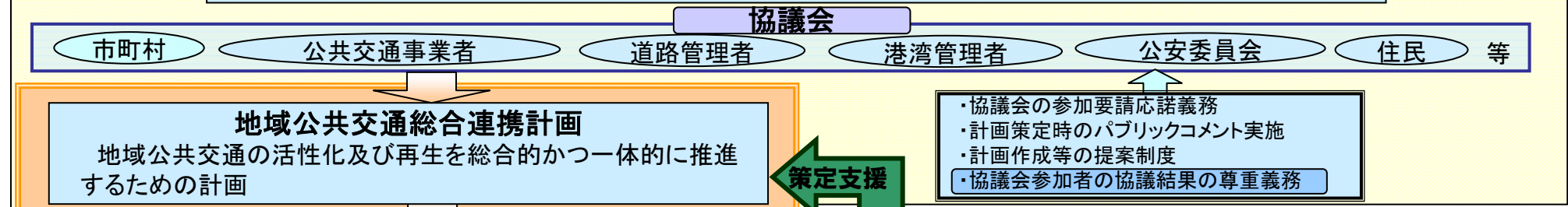
※2 地域公共交通活性化・再生総合事業は、地方運輸局長等の認定を受けた『①調査実施計画』及び『②総合事業計画』に基づく事業について、予算の範囲内で補助するものです。

地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度予算額
3,000百万円(新規)

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)



地域公共交通活性化・再生総合事業計画(3年)

- (例) ◇ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)
- ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
 - ・コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化等のための実証運行
 - ・旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航 等
- ◇ 車両関連施設整備等
- ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合い環境整備、デマンドシステムの導入 等
- ◇ スクールバス、福祉バス等の活用
- ◇ 乗継円滑化等
- ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進、ボランティアセンター設置・運営 等
- ◇ 公共交通の利用促進活動
- ・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等
- ◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化
- ◇ その他地域の創意工夫による事業



新支援制度による支援

<補助率等>

- 「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費 定額
 - 総合事業計画に定める事業に要する経費
 - ・実証運行(運航) 1/2
 - ・実証運行(運航)以外の事業 1/2 (※)
- (※)政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3

<制度の特徴>

- 【計画的取組の実現】
 - ・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能
- 【協議会の裁量確保】
 - ・事業をパッケージで一括支援
 - ・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施
- 【地域の実情に応じた支援の実現】
 - ・地域の実情に応じた協調負担の実現
- 【事業評価の徹底】
 - ・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

地域公共交通活性化・再生総合事業の活用状況について(平成20年8月時点)

別紙

【全国の状況】

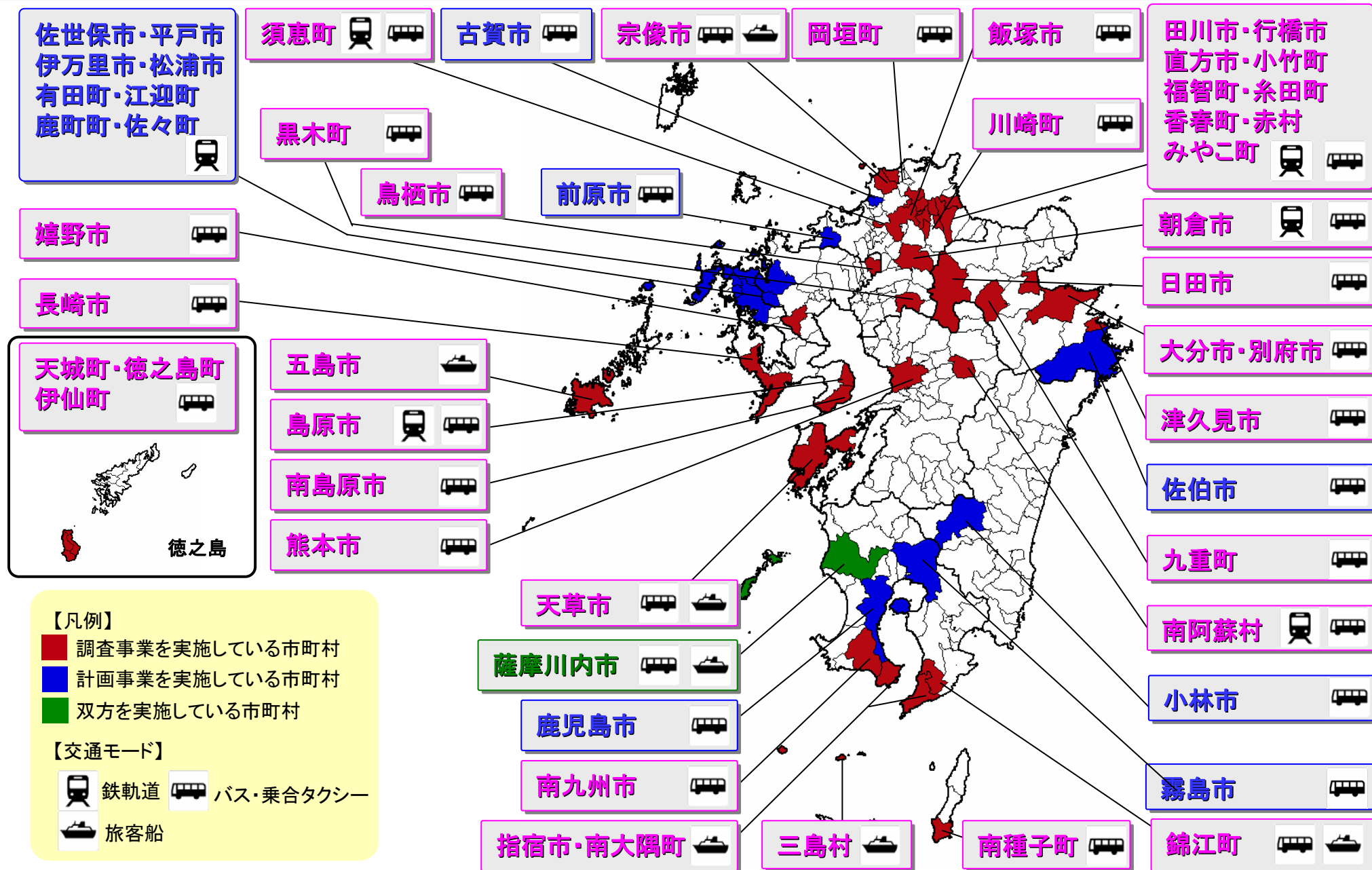
運輸局		北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
管轄エリア		北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 富山県 石川県 長野県	福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
連携計画策定 調査実施計画 認定	第1次	19	8	9	16	10	17	16	3	14	0
	第2次	2	3	6	3	2	2	0	2	14	1
	小計	21	11	15	19	12	19	16	5	28	1
総合事業計画 認定	第1次	1	5	7	15	9	13	3	0	6	0
	第2次	0	0	1	1	0	3	0	1	2	0
	小計	1	5	8	16	9	16	3	1	8	0
合計		22	16	23	35	21	35	19	6	36	1
連携計画策定状況		1	6	8	17	10	16	3	1	9	0

【九州の状況】

支局		福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	合計
連携計画策定 調査実施計画 認定	第1次	3 飯塚市 朝倉市 川崎町	0	2 五島市 島原市	2 天草市 南阿蘇村	3 九重町 津久見市 日田市	0	4 指宿市・南大隅町 錦江町 徳之島3町 南種子町	14
	第2次	5 須恵町 黒木町 岡垣町 平成筑豊鉄道沿線9市町村 宗像市	2 嬉野市 鳥栖市	2 南島原市 長崎市	1 熊本市	1 大分市・別府市	0	3 南九州市 三島村 薩摩川内市	14
	小計	8	2	4	3	4	0	7	28
総合事業計画 認定	第1次	2 前原市 古賀市	0	0	0	1 佐伯市	1 小林市	2 薩摩川内市 霧島市	6
	第2次	0	1 松浦鉄道沿線8市町	0	0	0	0	1 鹿児島市	2
	小計	2	1	0	0	1	1	3	8
合計		10	3 (うち1は越県)	5 (うち1は越県)	3	5	1	10	36

※橙色は主として鉄道案件、水色は主として航路案件

九州運輸局管内地域公共交通活性化・再生総合事業認定状況（平成20年8月時点）



宗像市の公共交通の再編・活性化（福岡県）

調査事業
20年度事業費：940万円



旧宗像市、旧大島村、旧玄海町が合併した「宗像市」が一つの地域交通圏として、海上・陸上交通を見直しへ

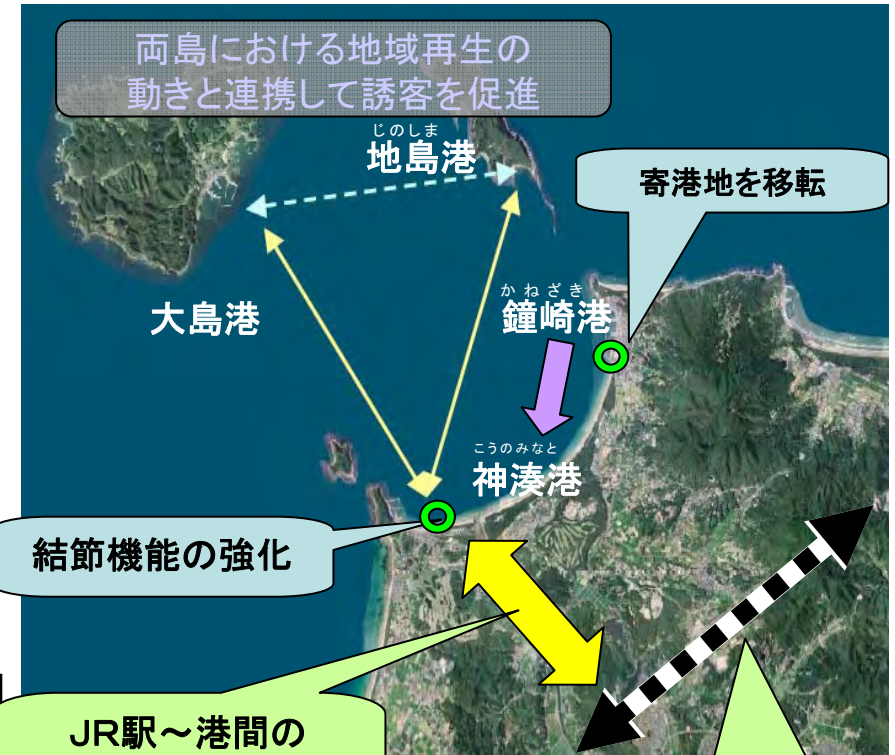
「大島～神湊航路」「地島～鐘崎航路」の神湊港
起点化を始めとする交通体系の整備

具体的施策

- 航路の再編
 - ・神湊港を基点とした航路へ再編
- 高速船の建造投入
 - ・快適性・高速性に優れた新造高速船を投入
- 玄関拠点となる神湊港の利便性向上
 - ・航路統合に合わせた神湊港の結節機能の強化
～バスの増便、運行ダイヤ調整、乗降施設整備 等

さらに

- 観光交流拡大による誘客
 - ・JRとのアクセス強化により博多・北九州との行き来を容易に（入り込み利便性の向上）
- ◆ 観光振興・島間交流への取り組み
 - ・宿泊施設やバス、旅客船がタイアップした乗継割引切符の発行等
 - ・地島・大島間を含めた三角航路の構築や地島へのフェリー就航へ



福岡・北九州からの
観光交流の拡大

・利用者利便の向上
・交流人口の拡大

鹿児島市の公共交通の再編・活性化総合事業（鹿児島県）

20年度事業費：2,770万円
事業年度：平成20～22年度

公共交通不便地において、買物・通院・通学・通勤など地域住民の日常生活における交通手段を確保するとともに、公共交通不便地毎に、地理的特性や住民ニーズ等に配慮した交通手段の確保を目指す。

具体的には鹿児島市地域公共交通会議において、公共交通不便地域を13地域選定し、平成20年度にはその内、3地域（吉野、喜入、谷山）において、コミュニティバスの実証運行を行う。

きいれ

喜入地域の事例

<喜入地域 運行概要>

■車種：小型バス

■ルート：老人憩いの家を起終点に3ルート約46.6kmの往復型ルート
 ・ルート1：喜入老人憩いの家～星和台 15.7km
 ・ルート2：喜入老人憩いの家～生見駅 19.6km
 ・ルート3：喜入老人憩いの家～小田代 11.3km

■運行本数：5時間に1往復（片道2.5時間×往復（3ルート））

■運行時間帯：7～18時台（2往復/日（4便）×3ルート）

便数	時間帯	起点	終点	所要時間
1	7時台	小田代	老人憩いの家	35
2	8時台	老人憩いの家（喜入支所経由）	星和台	50
3	9時台	星和台	老人憩いの家（喜入支所経由）	50
4	10時台	老人憩いの家	生見駅	60
5	11時台	生見駅	老人憩いの家	60
6	12時台	老人憩いの家	小田代	35
7	13時台	小田代	老人憩いの家	35
8	14時台	老人憩いの家（喜入支所経由）	星和台	50
9	15時台	星和台	老人憩いの家（喜入支所経由）	50
10	16時台	老人憩いの家	生見駅	60
11	17時台	生見駅	老人憩いの家	60
12	18時台	老人憩いの家	小田代	35

■運賃：大人150円、小人80円、未就学児（6歳未満）無料

■運行日：日曜日及び12月31日から1月3日までの年末年始期間を除く毎日

